

# 特定建設作業実施の届出について

彦根市市民環境部生活環境課

## 特定建設作業を伴う建設工事には届出が必要です

特定建設作業を伴う建設工事を実施する場合、工事を施工する元請け業者（等）の方は、法に基づき、事前に彦根市長あてに届出が必要です。

### 特定建設作業実施届出要領

|             |  |
|-------------|--|
| 届出が必要な作業    | 騒音、振動にかかる特定建設作業 次頁参照。  |
| 届出義務者       | 特定建設作業を伴う建設工事を施工しようとする元請業者   |
| いつまでに届出が必要か | 作業開始日の7日前までに届出   |
| 様式          | 特定建設作業実施届出書  |
| 必要部数        | 2部   |
| 届出書類        | 届出に必要な書類一式は下記のとおりです。<br>① 特定建設作業実施届出書<br>② 作業の工程表<br>③ 特定建設作業を実施する付近の見取り図<br><br>※やむをえず、夜間または日曜・その他の休日に道路工事等の作業を実施する場合は、道路使用・占用等の許可書の写しを提出 |
| 届出が不要な場合    | 特定建設作業であっても、一つの建設工事を通して1日で終了するものは不要  |

## ● 騒音に係る特定建設作業

・騒音規制法に基づくもの： 1～8号

|   | 号 | 作 業 の 種 類   |
|---|---|---|
| 騒<br>音<br>規<br>制<br>法<br><br>(同<br>施<br>行<br>令<br>別<br>表<br>第<br>二) | 1 | くい打機（もんけんを除く）、くい抜機又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く）を使用する作業（くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く）   |
|   | 2 | びょう打機（リベッティングハンマによるリベット打ちに限る）を使用する作業  |
|   | 3 | さく岩機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る）  |
|   | 4 | 空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるものであつて、その原動機の定格出力が15kW以上のものに限る）を使用する作業（さく岩機の動力として使用する作業を除く）  |
|   | 5 | コンクリートプラント（混練機の混練容量が0.45m <sup>3</sup> 以上のものに限る）又はアスファルトプラント（混練機の混練容量が200kg以上のものに限る）を設けて行う作業（モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く） |
|   | 6 | バックホウ（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するもの(*)を除き、原動機の定格出力が80kW以上のものに限る）を使用する作業   |
|   | 7 | トラクターショベル（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するもの(*)を除き、原動機の定格出力が70kW以上のものに限る）を使用する作業   |
|   | 8 | ブルドーザー（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するもの(*)を除き、原動機の定格出力が40kW以上のものに限る）を使用する作業  |

(\*)：低騒音・低振動型建設機械の指定に関する規程(平成9年建設省告示第1536号)第2条第4項に基づき、低騒音型建設機械として指定を受けたもの。国土交通省ホームページに一覧が示されています。

## ● 振動に係る特定建設作業

・振動規制法に基づくもの： 1～4号

|   | 号 | 作 業 の 種 類   |
|---|---|---|
| 振<br>動<br>規<br>制<br>法<br><br>(同<br>施<br>行<br>令<br>別<br>表<br>第<br>二) | 1 | くい打機（もんけん及び圧入式くい打機を除く）、くい抜機（油圧式くい打機を除く）又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く）を使用する作業            |
|   | 2 | 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業  |
|   | 3 | 舗装版破碎機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る）           |
|   | 4 | ブレーカー（手持式のものを除く）を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る） |

## ●特定建設作業についての規制

| 種類 | 規制基準       | 作業禁止時間               |            | 1日あたりの作業時間          |                     | 作業可能期間              | 作業禁止日                         |
|----|------------|----------------------|------------|---------------------|---------------------|---------------------|-------------------------------|
|    |            | 1号                   | 2号         | 1号                  | 2号                  |                     |                               |
| 騒音 | 85<br>デシベル | 午後7時<br>～            | 午後10時<br>～ | 10時間<br>を超えな<br>いこと | 14時間<br>を超えな<br>いこと | 連続6日<br>を超えな<br>いこと | 日曜日その<br>他の休日                 |
| 振動 | 75<br>デシベル | 翌日<br>午前7時           | 翌日<br>午前7時 |                     |                     |                     |                               |
|    | 例外<br>規定   | ①②③④のいずれかに該当<br>する場合 |            | ①②のいずれかに該当する場合      |                     |                     | ①②③④⑤<br>のいずれか<br>に該当する<br>場合 |

※ 1号、2号、例外規定については下の表を参照してください。

### ◆特定建設作業に係る区域

| 1号区域  | 2号区域                             |
|---|----------------------------------|
| 1. 都市計画法による工業地域・工業専用地域以外の区域<br>2. 工業地域のうち、学校、保育所、診療所、図書館、特別養護老人ホームの周囲おおむね80mの区域 | 都市計画法による工業地域・工業専用地域の区域で1号区域を除く区域 |

### ◆特定建設作業の規制に係る例外規定

(作業禁止時間、1日あたりの作業時間、作業可能期間、作業禁止日が適用除外となる場合)

|   |   |
|---|---|
| ① | 災害その他非常事態の発生により緊急を要する場合                     |
| ② | 人の生命・身体の危険防止のため必要な場合                        |
| ③ | 鉄道・軌道の正常な運行確保のため必要な場合                       |
| ④ | 道路法による占有許可（協議）または道路交通法による使用許可（協議）に条件が付された場合 |
| ⑤ | 変電所の工事であって必要な場合                             |

# 届出書記載例

様式第9

特定建設作業実施届出書

届出日を記入する。

作業開始日 7日前までに届出を行うこと。

〇〇年〇〇月〇〇日

彦根市長

工事を施工する元請け業者の住所、氏名。

届出者

彦根市△△町△番△号  
〇〇 株式会社  
代表者 彦根 太郎

電話番号 0749-〇〇-〇〇〇〇

特定建設作業を実施するので、騒音規制法第14条第1項(第2項) 振動規制法第14条第1項(第2項)の規定により、次のとおり届け出ます。

|   |  |       |             |      |
|---|--|-------|-------------|------|
| 建設工事の名称   | 〇〇解体工事   |       |             |      |
| 建設工事の目的に係る施設又は工作物の種類                                    | 鉄筋コンクリート造 5階建  |       |             |      |
| 特定建設作業の種類   | (1)くい打機を使用する作業、(2)バックホーを使用する作業                             |       |             |      |
| 特定建設作業に使用される騒音規制法施行令別表第2に規定する機械の名称、型式及び仕様               | (1)くい打機：A社製DB-20H 原動出力〇〇kW<br>(2)バックホー：B社製CL-300D 原動出力〇〇kW |       |             |      |
| 特定建設作業の場所   | 彦根市□□□〇丁目〇番〇号  |       |             |      |
| 特定建設作業の実施の期間  | 自 令和年 〇月 〇〇日<br>至 令和年 ●月 ●●日                               |       |             | 〇〇日間 |
| 特定建設作業の開始及び終了の時刻  | 作業開始   | 作業終了  | 作業日         | 実働時間 |
|   | 自 8時   | 至 17時 | 平日          | 8時間  |
|   |  |       | 日曜日その他休日を除く |      |
| 騒音の防止の方法  | 低騒音型の重機を使用する   |       |             |      |
| 発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名                        |  |       |             | 電話番号 |
| 届出者の現場責任者の氏名及び連絡場所                                      |  |       |             | 電話番号 |
| 下請負人が特定建設作業を実施する場合は、当該下請負人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名 |  |       |             | 電話番号 |
| 下請負人が特定建設作業を実施する場合は、当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所               |  |       |             | 電話番号 |
| ※ 受 理 年 月 日   |  |       |             |      |
| ※ 審 査 結 果   |  |       |             |      |

該当するすべての作業を記入。

必ず機械の名称、型式、原動出力まで記入。

夜間、日祝日の作業は原則禁止。

※印の欄には記載しないでください。

## 建設作業実施の際は周辺の生活環境の保全に十分配慮しましょう

- 使用重機及び工法の選定等に配慮することにより、騒音、振動または粉じんの発生防止に努めましょう。
- 事前に周辺住民の方に、作業内容等の説明を行いましょう。
- 公道への出入り口が汚れないように整備してください。

特定建設作業に関する届出や規制等についての問い合わせ

彦根市役所

市民環境部生活環境課

〒522-8501 彦根市元町 4-2

TEL 0749-22-1411 (代表) 0749-30-6116 (ダイヤルイン)

FAX 0749-27-0395